

障害者差別禁止と欠格条項 - 制度改革推進会議への提案として

欠格条項は法制度の障壁除去の課題として、「物理、法制度、文化・情報、意識」という四つの障壁の除去を新長期計画（1993）で掲げて以来、政府としても取り組まれてきたことです。

1. 法律に障害者欠格条項が現在も残されており差別禁止に抵触します。これらを撤廃する差別禁止法が求められています。 表1

2. 法律の欠格条項はなくとも、「自力で通勤し単独で職務遂行できる」「活字印刷文に対応できる」といった受験資格による門前払いや、手話通訳者をつけるなどの配慮を行わない試験が横行しています。そのような試験における差別をなくす必要があります。 表2, 資料

3. 法律の欠格条項も、受験資格も、入口に設けられたバリアであり、入口のバリアをなくさなければ入ることもできませんが、入ってからのことでも重要です。学校や職場や生活上の介助や情報アクセスを保障する通訳など、個人をトータルにサポートできる制度が必要です。

4. 上の3点は、いずれも、欠格条項の撤廃にむけて取り組む過程で出てきたことであり、多くの人の経験や声が寄せられている課題です。障害者制度改革推進会議の論点・検討作業の中に位置づけることを提案します。

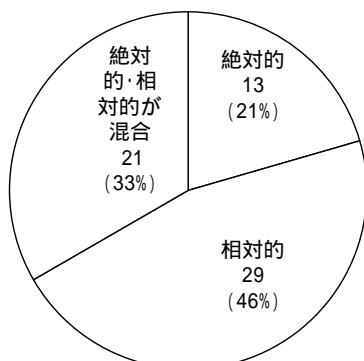
表1 今もこれだけある障害者欠格条項

見直し対象63制度に限っても、次の53制度が相対的欠格として残されています。相対的欠格とは、「免許を与えないことがある」等として、行為や仕事ができるかを障害との関係で審査するものです。

あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師、医師、医薬品等の一般販売業等、医薬品等の製造業等、一般労働者の就業、衛生管理者・作業主任者・クレーン等の運転、家畜人工授精師、火薬類取扱い、改良住宅への単身入居、海技試験（自衛艦）、海技従事者国家試験（一般船）、外国人の上陸制限、義肢装具士、救急救命士、警備員の制限、警備員指導教育責任者・機械警備業務管理者、警備員等、警備業、けしの栽培、建設機械施工、言語聴覚士、公営住宅への単身入居、航空機乗り組、国家公務員の就業、指定射撃場の設置者及び管理者、視能訓練士、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、自動車等の運転、狩獵、柔道整復師、獣医師、診療放射線技師、水先人、船舶乗務のための身体検査基準、通訳案内業、鉄砲又は刀剣類所持、動力車操縦者運転、特定毒物研究者、毒物劇物取扱責任者、美容師、保健師、助産師、看護師又は准看護師、放射性同位元素等の使用、販売等、放射性同位元素又はこれに汚染された物の取扱い並びに放射線発生装置の使用、麻薬の輸入等、無線従事者、薬局開設許可、薬剤師、理学療法士・作業療法士、理容師、臨床検査技師・衛生検査技師、臨床工学技士

政府見直し対象 63 制度の変化（共に、視覚・聴覚・心身・精神障害者の欠格条項のみを集計）

見直し以前 2000 年



見直し以後 2009 年

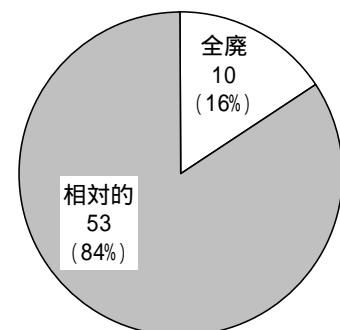


表2 障害者むけ試験でも横行する門前払い

この表は、都道府県の身体障害者を対象にした職員採用試験の、主に一般事務職についてです。障害者対象の試験にもかかわらず、通勤や勤務にサポートがいらないことを受験資格にしており、点字で受験できると明記しているのは20都道府県、手話通訳の必要を受験申込書で聞いているのは22都道府県だけです。

記号の黒丸 は「あり」、白丸 は「なし」で、1番目の北海道は、自力で通勤できる・介助者なしで職務遂行できる・口頭の試験(面接試験)に対応できる・活字印刷文に対応できる・という受験資格はいずれも「ない」。そして、点字試験、手話通訳をつけた試験が「ある」です。北海道のようなところは表のとおりわずかです。「活字印刷文に対応できる」という受験資格は、点字試験を行わないことを意味し、点字ユーザーを門前払いしています。また、「口頭の試験に対応できる」受験資格はないところでも、手話通訳や文字通訳をつけない実態が少なからずみられます。

2009年8-12月 障害者欠格条項をなくす会調べ

	自治体名	受験資格の記述				試験において	
		自力通勤	介助なし勤務	口頭面接	活字印刷文	点字試験	手話通訳
1	北海道						
2	青森県						
3	岩手県						
4	宮城県						
5	秋田県						
6	山形県						
7	福島県						
8	茨城県						
9	栃木県						
10	群馬県						
11	埼玉県						
12	千葉県						
13	東京都						
14	神奈川県						
15	新潟県						
16	富山県						
17	石川県						
18	福井県						
19	山梨県						
20	長野県						
21	岐阜県						
22	静岡県						
23	愛知県						
24	三重県						
25	滋賀県						
26	京都府						
27	大阪府						
28	兵庫県						
29	奈良県						
30	和歌山県						
31	鳥取県						
32	島根県						
33	岡山県						
34	広島県						
35	山口県						
36	徳島県						
37	香川県						
38	愛媛県						
39	高知県						
40	福岡県						
41	佐賀県						
42	長崎県						
43	熊本県						
44	大分県						
45	宮崎県						
46	鹿児島県						
47	沖縄県						

点字実施20道府県のみ

身障者枠公務員試験

身体障害のある受験者に限定した都道府県の公務員採用試験（特別枠）で、点字受験を認めているのは半数以下の20道府県しかないことが、「障害者欠格条項をなくす会」（東京都）の調査で分かった。既に毎日新聞の調査で、政令市と県庁所在市など計51自治体の一般事務職試験で点字受験できるのは6割未満と判明。身体障害者向けに限った試験でも、多くの自治体が視覚・聴覚障害者の受験を制限している実態が明らかになった。

調査は、各自治体の「者対象の職員採用試験

公式ホームページに公案内など（一部に学校事務を含む）を確認す

（障害者欠格条項をなくす会調べ）

手話通訳者に公案内など（一部に学校事務を含む）を確認す

（障害者欠格条項をなくす会調べ）

◆点字受験でないと明記、手話通訳者に関する記述がある道府県◆

（8面に連記事）

る方法で実施。特別枠

が対象。

点字受験ができるこ

とを明記しているの

は、北海道▽青森▽岩

手▽宮城▽秋田▽埼玉

▽千葉▽神奈川▽静岡

▽京都▽大阪▽兵庫▽

和歌山▽高知▽福岡▽

長崎▽熊本▽宮崎▽鹿

児島▽沖縄の計20道府

県。一方、東京▽長野

▽奈良など多くの自治

体が受験資格に「活字

印刷文に対応できるこ

と」と明記し、視覚障

害者を制限している。

また、手話通訳者の

要・不要を問うなどの

記述が確認できたのは

22道府県のみ。徳島、

愛媛両県は受験資格に「すべきだ」と話している。「口頭による試験に対する【遠藤哲也】応できること」などと明記して手話通訳を認めず、それ以外の自治体も大半は手話通訳を想定していない。

同会事務局長で聴覚さんは「活字の文字や障害のある臼井久実子さんは「活字の文字や障害の言語を扱えなければ、仕事ができない」という思い込みが極めて強いのではないか。明らかに差別で、是正

障害者の権利に詳しい佛教大社会福祉学部の中田智恵海教授（障害者福祉）の話。障害の種別によって採用で門前払いをするのは言語通じた。障害の有無を超えて共に暮らし、働くことを目指す共生社会の流れに逆行する。障害に基づく差別を禁じた国連の障害者権利条約の批准と国内の法整備が急務だ。

民間団体調べ

